

「東京都福祉のまちづくり推進計画(平成26年度～30年度)」素案への御意見及び回答

番号	該当 頁数	御意見の概要	対応内容・都の考え方(※参照頁数はパブコメ用素案の頁数を示します。)
1	P23	計画の目指すべき方向として「障害者権利条約」批准の意義に触れ、都も「福祉のまちづくり条例」を含め条例改正の必要性を明文化することを求める。	<p>○「障害者の権利に関する条約」の批准及び「障害者差別解消法」の制定については、国の動向、法律等の動きとして触れています。(※P7参照)</p> <p>○なお、条約批准及び障害者差別解消法制定を踏まえ、都としてどのように取り組んでいくのかについては、これから検討を行っていく状況です。</p>
2	P23	東京オリンピック・パラリンピックを契機に、世界に誇れる東京の福祉のまちづくりの推進に取り組むことを強く発信し、都民の理解が深まることを目指して「誰にもやさしく、安全、安心のまち、自由な移動など誰もが使いやすいまち、だれもが分け隔てなく大事にされる社会」など、表現をわかりやすく具体的にすることを求める。	<p>○本計画の目指すべき方向として、「すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現すること」が求められる状況も踏まえ、また、「2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される」ことから、都は、今後、「一人ひとりの個性が大切にされる社会」、「だれもが、安心して住み、暮らし続けることのできる社会」、「だれもが、自由に移動でき、積極的に社会参加のできる社会」を目指し、「ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、一層の施策の充実に努めていく」ことについて記載しています。(※P23参照)</p>
3	P26	多くの駅にエレベーターが設置されたのは大きな前進だが、ホームと車輦に段差や隙間がいたるところであるため、「人の手を借りなくても自由に乗降したい」という当たり前の願いに応えるためにも、「課題」として触れることを求める。	<p>○福祉のまちづくり条例では、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、「乗降場と車両のすき間及び段差は、可能な限り小さくすること」などの整備基準を定めるとともに、新設や改修の際にこの基準に基づく施設整備を図っています。</p> <p>※「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」のP398を参照 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/manu21/index.html)</p> <p>○御意見については、関係部署、団体にもお伝えします。</p>
4	P27	点字ブロックでのエスカレーター誘導も関係者の意見を聞き、計画化することを求める。	<p>○都は、福祉のまちづくり条例において、公共交通施設では、1.駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車輦等の乗降口に至る経路上に視覚障害者誘導ブロック等を敷設すること、2.エスカレーターには、行き先及び昇降方向を知らせる音声誘導装置等を設置すること、等の整備基準を設定し、この基準に基づく施設整備を図っています。</p> <p>※「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」のP370、P384を参照 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/manu21/index.html)</p> <p>○なお、視覚障害者のエスカレーター誘導については、国が現在、技術的な課題を検討していますので、動向を注視していきます。</p>
5	P27	路線バスの大部分がノンステップ化されたのは大きな前進だが、さらなる改善点として、コミュニティバス、空港リムジンバス、高速バスのノンステップ化など、今後の課題として明記することを求める。	<p>○コミュニティバスは、区市町村が実施主体として地域の足を確保するために運行しており、区市町村が主体的にノンステップ化を実施するものと考えますが、都としても働きかけを行っていきます。</p> <p>○リムジンバス・高速バス等の都市間路線バスについては、国において技術的な課題について検討中であるため、都としては今後の国の検討状況や車両の開発状況等を見て必要な対応をしていくものと考えています。</p>

番号	該当 頁数	御意見の概要	対応内容・都の考え方(※参照頁数はパブコメ用素案の頁数を示します。)
6	P27	バス内の車椅子固定ベルトについて、簡単に安全に装置できるように開発も計画の中に盛り込むことを求める。	<p>○バス車両の車いすスペースについては、国のバリアフリー法において、「車いすを固定することができる設備が備えられていること」などの移動等円滑化基準が定められており、都は、この基準に適合する民営バス事業者のノンステップバス導入に関して支援を行っています。(※P27参照)</p> <p>○なお、車いす固定設備の事例については、国の「バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)」において示されています。</p>
7	P31	小規模店舗・飲食店など多くの人の利用する施設のバリアフリー化を促進するため、今後どのような対策を行うのか、基本的な方向について盛り込むことを求める。	<p>○本計画では、都民の生活に密着した小規模建築物について、出入口等の「整備基準を満たしたとしても、内部に段差のある店舗や、カウンターの座席しか用意されていない飲食店、商品棚の間の通路が狭い物品販売店などでは、車いす使用者が食事や買い物ができないことがある」ことを課題とした上で、今後の施策の方向として、「店舗等内部について、整備基準を満たした上で、それに加えて必要となる、段差解消やレイアウト等に当たっての配慮や工夫を示したガイドラインを活用し、区市町村、施設整備や店舗経営を行う事業者に対して、積極的に働きかけていきます」と記載しています。(※P31参照)</p> <p>※「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」を参照 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/tenponaibu.html)</p>
8	P31	だれでもトイレを本当に必要な人が使えないことが多々あり、絶対的な個数が足りない。公共施設や公共のサービス機関などの新築、改築に際して、当事者からの意見を集約し、生かしていくことの視点を盛り込むこと、名称についても広く意見を聞き変えることを求める。	<p>○都では、平成18年7月に東京都福祉のまちづくり推進協議会からの意見具申を受け、「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」を作成し、この指針に基づくトイレ整備を行うよう、区市町村等に周知してきました。この指針では、「だれでもトイレの利用には優先されるべき人がいること」、「トイレの利用に当たってはマナー意識を持った行動が求められること」などをトイレの利用方法として示しています。</p> <p>※「第6期意見具申 生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」のP19を参照 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/ikengushin2/6_ikengushin.html)</p> <p>○また、この指針の考え方を分かりやすく反映するために平成24年3月に作成されたチェックリストにおいても、「トイレの利用にあたっては優先される人がいるという使用ルールを明示し、普及啓発を図っているか」などの項目を設けています。今後も、このチェックリストを有効に活用し、指針の考え方に沿ったトイレ整備が図られるよう、区市町村や事業者等に対し、普及啓発を行っていきます。</p> <p>※「第9期意見具申 都民参加による事業の点検・評価について(報告書)」のP38を参照 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/ikengushin2/hyoukahoukoku.html)</p>
9	P31	トイレについては、手が不自由な人にとりウォシュレットは、必要なものであり、計画に位置付けることを求める。	<p>○バリアフリー法のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において「便座は、温水洗浄便座とすることが望ましい。」との記載があり、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルについてもこれに準じた改訂を行う予定です。</p>

番号	該当頁数	御意見の概要	対応内容・都の考え方(※参照頁数はパブコメ用素案の頁数を示します。)
10	P31	学校は、災害時の避難所、選挙の投票所、社会教育・体育の場として大きな役割を持っており、だれでもトイレ設置を義務付けることを求める。	<p>○福祉のまちづくり条例では、すべての学校等施設を特定都市施設として対象としており、車いす利用者も使える便房を設置するなどの整備基準を定めるとともに、本計画では、今後の施策の方向として、「都立学校など、都立施設の改修に当たっては、利用者が安全、安心、円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進」していくことを記載しています。(※P32参照)</p> <p>○小中学校の障害者対応トイレの設置については、原則として、区市町村が主体的に取り組むものと考えます。なお、都が策定している「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」において、避難所には、障害者等向けのトイレ等を用意する、避難所のバリアフリー化に努める等の記載をしています。(※P46参照) ※「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」のP46参照 (http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2013/02/70n2j200.htm)</p>
11	P31	障害者等がより文化活動を楽しみ、また参加できるよう、劇場など文化的施設の観客席だけでなく、楽屋などのバリアフリー化を計画に盛り込むことを求める。	<p>○都は、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおいて、観覧席・客席の努力基準の解説として、「楽屋は利用居室等に該当するため、楽屋までの経路は移動等円滑化経路等とする。」と記載し、周知を図っています。 ※「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」のP104を参照 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/manu21/index.html)</p>
12	P32	スポーツ施設の新設にあたっては、ガイドラインだけでは不十分なところも多々あり、競技者を含む当事者の意見をとり入れて欲しい。また、交差点の歩道橋でエレベーターが不足しているケースもあり、ターミナル駅から会場までの移動ルートの検証も重要と考える。	<p>○本計画では、今後の施策の方向として、「オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて都が新設する恒久施設については、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行い、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整えていく」ことを記載しています。(※P32参照)</p> <p>○また、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルでは、道路の整備基準に関する解説の中で、「望ましい整備」として、「地域の実情に応じ、移動等の円滑化が必要と認められる立体横断施設については、スロープの併設または機械式昇降装置の設置により改良に努めること」を示し、その周知を図っています。 ※「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」のP262を参照 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/manu21/index.html)</p>
13	P32	東京オリンピックパラリンピックの競技会場となる施設や周辺地域の整備に当たっては、福祉部局と各部局、区市町村との連携を強化すべき。	<p>○本計画は、計画策定の趣旨として、「福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定」するものであり、計画の進行管理に当たっては、計画に盛り込む各事業の目標を設定し、庁内の各局と連携して推進していくこととしています。(※P20参照)</p> <p>○また、都の役割として、「区市町村が、住民等の参加の下、地域における福祉のまちづくりの推進主体として、最大限役割を発揮できるよう、区市町村の取組を支援」していくことを記載しています。(※P21参照)</p>

番号	該当 頁数	御意見の概要	対応内容・都の考え方（※参照頁数はパブコメ用素案の頁数を示します。）
14	P33	視覚障害者の安全を守るため、歩道と車道の段差2cmは残すことをバリアフリー化の考え方として位置付けることを求める。	<p>○都は、東京都福祉のまちづくり条例において、「歩行者の動線上における歩道と車道との段差は、2cmを標準とすること」を整備基準として定めるとともに、本計画においては、「駅や公共施設、病院などを結ぶ都道においては、重点的に、歩道の段差解消、こう配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を引き続き進める」ことを記載しています。（※P34参照）</p> <p>※「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」のP266を参照 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/manu21/index.html</p>
15	P33	高架化を進め、踏切を解消するとともに、当面は、踏切の距離を短くすることや、線路に車椅子の前輪が挟まれないような対策を盛り込むことを求める。	<p>○踏切における安全対策については、原則として、公共交通施設を管理する鉄道事業者が主体的に実施するものと考えています。都は、市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化または地下化し、多数の踏切を除却する連続立体交差事業を推進しています。（※P34参照）</p>
16	P34	競技施設や福祉施設が集積しており、特に重点整備地区となっている地域では、各施設への主要ターミナルからの誘導案内について、現在有力と見られる技術による音声ガイドの実証実験を展開して欲しい。	<p>○東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルでは、道路の整備基準に関する解説の中で、「望ましい整備」として、「視覚障害者が多く利用する施設等の周辺地域においては、音声誘導等との併設を積極的に推進すること」を示し、その周知を図っています。</p> <p>※「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」のP280を参照 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/manu21/index.html</p> <p>○また、本計画では、今後の施策の方向として、区市町村が定めるバリアフリー基本構想の重点整備地区等の施設と最寄駅等を連続して結ぶ移動経路において、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で快適に移動ができるよう、都道における「歩道の段差解消」、「視覚障害者誘導用ブロックの設置」、「視覚障害者用信号機」や「エスコートゾーン」等の整備を促進していくことについて触れています。（※P34参照）</p>
17	P36	重点整備地区に指定されている地区において、点字ブロックや公共案内板などの誘導ルートが適切か、車いすでの移動が適切に行えるか、利用実態がどうかについて、当事者や専門家の目で再度チェックをするよう計画に盛り込んで欲しい。	<p>○本計画では、面的なバリアフリー整備について、「バリアフリー法では、住民に身近な自治体である区市町村が、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区を指定し、バリアフリー基本構想を作成することができる」とされていること、「重点整備地区における移動等円滑化に対する取組を効果的に推進するため、計画作成の様々な段階において、高齢者や障害者、地域住民など、実際に施設を利用する当事者や関係者の理解と協力が必要」であることについて、記載しています。（※P36参照）</p>
18	P39	バリアフリーの都営住宅増設は、緊急課題であり、また、民間住宅を含めバリアフリー化、耐震化工事の助成を盛り込むことを求める。	<p>○本計画では、都営住宅について、今後の施策の方向として、「良質なストックとして維持・更新していくために、昭和40年代以前に建設された住宅を、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、計画的に建替を推進し、「建替に当たっては、引き続き各法令に基づく整備のほか、住戸内のバリアフリー化を促進」していくことを記載しています。（※P40参照）</p> <p>○また、民間住宅についても、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるよう、「民間住宅のバリアフリー改修などを支援するとともに、高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住環境を整備」していくことを記載しています。（※P39参照）</p>

番号	該当 頁数	御意見の概要	対応内容・都の考え方(※参照頁数はパブコメ用素案の頁数を示します。)
19	P43 P47 P49 P57～	<p>情報バリアフリーの施策において、色弱者対応として案内図・HPの色使いなどについての配慮指針をいれて欲しい。また、災害時のハザードマップの色分けがわかりにくく、危険な箇所と安全な箇所が同じ色に見える、避難路が背景と同色に見えるなど配慮していないものが多いため、配慮して欲しい。また、心のバリアフリーのUD教育の中にも、色弱者が情報社会の中で見捨てられないように、また色弱者の子どもたちがストレスなく勉強できるよう、トラウマをもたない教育・教育者の勉強会などを開催して欲しい。これらのことを「計画事業の展開」の各事業の説明にも入れて頂きたい。</p>	<p>○東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおいて、色覚障害のある人の特性や読みやすい色の組み合わせなどを解説し、その周知を図っています。 ※「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」のP566・567を参照 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/manu21/index.html)</p> <p>○また、都が新たに作成する印刷物、ホームページ、新たに設置・整備する案内設備などについて、だれにも見やすくわかりやすい情報提供をするための工夫や配慮をまとめた「カラーユニバーサルデザインガイドライン」を作成し、活用するよう、庁内に周知してきました。</p> <p>○本計画では、情報バリアフリーの今後の施策の方向として、色弱者を含め「情報を得ることが困難な人に対し、点字をはじめ、音声・文字の拡大、色彩、手話、筆記、インターネット、IT機器等による多様な情報伝達方法により情報提供を進め、社会参加を促進」していくことを記載しています。(※P43参照)</p>
20	P43	<p>視覚障害または全盲者に対する点字を中心とした内容が記載されているが、色弱者に対しては本文の42ページに色使いの配慮の一例が紹介されている程度であるため、具体的な内容を計画に落とし込む必要があるのでは。</p>	<p>○本計画では、情報バリアフリーの今後の施策の方向として、色弱者を含め「情報を得ることが困難な人に対し、点字をはじめ、音声・文字の拡大、色彩、手話、筆記、インターネット、IT機器等による多様な情報伝達方法により情報提供を進め、社会参加を促進」していくことを記載しています。(※P43参照)</p>
21	P46	<p>災害時要援護者対策について、自助・公助ではなく自宅の耐震化、避難所のバリアフリー化など、都の責任、都立施設の役割を明確にし、全庁的対策として計画をまとめることを求める。</p>	<p>○都は、地域防災計画、震災対策条例、帰宅困難者対策条例等において、都の役割を明確にするとともに、災害時要援護者対策を位置付けています。(※P46参照)</p> <p>○また、本計画では、地域における災害時要援護者対策の中心を担う区市町村に対して、「避難所管理運営の指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」、「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」を作成・改訂して示すとともに、避難支援体制整備への助成や、福祉保健・防災部門の職員を対象とした研修の実施等の取組を行ってきた現状を踏まえ、今後の施策の方向として、「災害時要援護者の把握や避難支援プランの作成、社会福祉施設等を活用した二次避難所の指定・確保など、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策の構築を働きかけるなど、区市町村における災害時要援護者対策の強化を引き続き支援」していくことを記載しています。(※P46・47参照)</p>
22	P47	<p>災害時に多くの困難がともなう大きな駅や地下鉄などの場所における要援護者に視点を当てた避難経路などの対策について、踏み込んだ方向を盛り込むことを求める。</p>	<p>○本計画では、今後の施策の方向として、「帰宅困難者対策における災害時要援護者への配慮について広く普及啓発を図り、大規模集客施設、駅、一時滞在施設等において、避難誘導や情報提供、受け入れ体制の整備を促進」していくことを記載しています。(※P47参照)</p>
23	P49	<p>「心のバリアフリー」の推進をはかるために、憲法や障害者権利条約の示す人権について、学校教育において取り組むことを求める。</p>	<p>○本計画では、今後の施策の方向として、「将来の地域社会における福祉のまちづくりの担い手である児童や生徒が、様々な人々の多様性を理解し、思いやりの心を育ていけるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有する福祉教育の推進について、区市町村の取組を支援」していくことを記載しています。(※P50参照)</p>

番号	該当 頁数	御意見の概要	対応内容・都の考え方(※参照頁数はパブコメ用素案の頁数を示します。)
24	P49	啓発用パンフレットを作成する際には、当事者や支援者の声を広く拾って欲しい。また、福祉が日常的になるよう、体験講座やワークショップをNPO団体や支援者と一緒に開催して欲しい。その際、会場は、都や官公庁だけでなく、ショッピングセンターや小中学校の様なこれからの大人たちに伝えやすい場所とすべき。	○都は、自ら作成する普及啓発のためのパンフレットやガイドラインを作成する際に、障害当事者の団体等の協力を得ながら、進めてきました。 ○また、本計画では、ユニバーサルデザイン教育の今後の施策の方向として、「ユニバーサルデザインの考え方の理解を深めることや、まちなかでの行動を促すことなどを目的として、地域住民向けに必要な知識や技術等の学習機会を提供するためのセミナーやワークショップなど、心のバリアフリーにかかる普及啓発イベントの開催等について、区市町村の取組を支援」していくことを追加記載する予定です。(※P50の本文を修正)
25	P49	公共的施設や交通機関のバリアフリー化は進んでいるが、より身近で短期的なイベント(2-4日間程度)においても、接客方法についての教育補助や接客研修の無料公開など、バリアフリー化を促進して欲しい。	○東京都福祉のまちづくり推進協議会からの意見具申「都民参加による事業の点検・評価について(報告書)」では、イベント開催時に多様な参加者に対する円滑な移動や情報提供の確保への配慮が必要な基本的留意点をまとめた「ユニバーサルデザインチェックリスト」が添付されている。このチェックリストでは、「会場にだれでもトイレ、車いす使用者対応席、集団補聴設備があるか」、「開催案内には、最寄り駅及び最寄り駅から会場までのバリアフリー情報の提供はあるか」、「プレゼンテーションはカラーユニバーサルデザインに配慮しているか」などの項目を設けています。今後も、イベント、シンポジウム、講演会などの開催に当たっては、このチェックリストを有効に活用して会場の選定や運営を行うよう、庁内や区市町村等に対し働きかけていきます。 ※「第9期意見具申 都民参加による事業の点検・評価について(報告書)」のP20を参照 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/ikengushin2/hyoukahuokoku.html)
26	P49	「障害者スポーツを活用した体験」や「体験」という概念を明示・包摂する、または、今後の施策の方向において、体験の持つ力強さ、人々のマインドを変えていく力、そして今後パラリンピックのムーブメントが起こす影響を鑑み、「パラリンピックのムーブメントを活用した障害者スポーツの活用」を明示して欲しい。福祉の観点からのまちづくりは、「だれもが、安心して住み、暮らし続けることのできる社会」であり、本計画では、外国人旅行者に対する分析はあるものの、居住者、都内の多様性の広がりに関する示唆が乏しいため、多様性の概念をより包摂していくべき。	○都では、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、今後の障害者スポーツ振興の方向性や方策等を明らかにするため、「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定し、この計画に基づき体系的・継続的に施策を推進しています。 ○また、本計画においては、福祉のまちづくりを推進していく上での都民及び地域社会の役割として、「地域を支える都民一人一人やNPO等が、高齢者や障害者を含めたすべての人々の多様性の理解を深め、受容する姿勢を持つ」ことを記載しており(※P22参照)、また、「ユニバーサルデザイン教育」を施策として位置付け、今後の施策の方向として、「将来の地域社会における福祉のまちづくりの担い手である児童や生徒が、様々な人々の多様性を理解し、思いやりの心を育ていけるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有する福祉教育の推進について、区市町村の取組を支援」していくことを記載しています。(※P50参照) 今後も、関係部署と連携し、施策の推進に努めてまいります。
27	P57	推進計画を進めるにあたって、計画の目標について、基本的視点にあげられている項目については、年次計画を示すことを求める。 (例)ホームドア等、自由な乗換えができる駅のバリアフリー化、都道、都立建築物、都立公園など	○本計画においては、都営地下鉄、都庁舎等の都立施設、都道、都立公園等の整備については、平成25年度末までの状況、5年後の目標及び整備計画について、可能な限り追加記載する予定です。(※P57～69を修正)
28	全体	意見募集は、約10日間では短い。公開から30日は必要。または、2週間から4週間前に事前告知をお願いしたい。	○今後とも幅広く都民の皆様御意見をお聞きしてまいります。